⑵　時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			合計
	レベル１	レベル２	レベル３	
⑴　貸付金	―	―	22,172,654	22,172,654
⑵　有価証券				
満期保有目的のもの	―	429,000	―	429,000
⑶　現金預け金	―	757,493	―	757,493
⑷　金融商品等差入担保金	―	288	―	288
資産計	―	1,186,781	22,172,654	23,359,435
⑴　債券	―	18,375,185	―	18,375,185
⑵　借入金	―	526,622	―	526,622
⑶　金融商品等受入担保金	―	331,527	―	331,527
負債計	―	19,233,334	―	19,233,334

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

⑴　貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和６年９月30日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

⑵　有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル２に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

⑶　現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル２に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

⑷　金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル２に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

⑴　債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル２に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル２に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル２に分類しております。

⑵　借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル２に分類しております。

⑶　金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル２に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

該当なし

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（令和６年９月30日現在）

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	譲渡性預金	―	―	―
	小計	―	―	―
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	429,000	429,000	―
	小計	429,000	429,000	―
合計		429,000	429,000	―

㈱　譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。